

# 序 章

中央保育園

## 1 第三者評価導入の背景

高浜市では、平成10年4月に、公立の南部保育園を社会福祉協議会に運営委託（公設民営化）し、さらに平成13年4月には、よしいけ保育園（旧葭池保育園）を社会福祉法人に建物譲渡し、民営化しました。また、それまで市内には公立幼稚園しかありませんでしたが、平成14年4月からは、私立の高浜ひかり幼稚園が開園し、平成20年6月にはひかりこども園が開園しました。さらに、平成19年4月には、私立の認定こども園として、翼幼保園が開園しました。また、平成24年4月には、公立吉浜保育園を民営化し、平成25年4月には新たに中央保育園を民営化しました。そして、平成26年4月には私立吉浜さんさん保育園、高浜あおぞら保育園が開園しました。平成31年4月には、公立高取幼稚園と公立高取保育園が民営化され、私立の認定こども園として、たかとりこども園が開園しました。その後、令和2年4月には公立の高浜幼稚園が民営化され、たかはまこども園となりました。

このように、民間型の保育サービスの参入を契機に、保育の質を確保し、広く市民に保育に関する情報を提供するため、平成13年度より高浜市保育サービス評価委員会を組織し、市内の保育所及び公立の幼稚園における保育サービスの第三者評価を実施してきました。

保育所も幼稚園も学区のような通園区域という概念ではなく、保護者がニーズに応じて自由に選択できる施設となっていますので、各園がどのような保育を行っているのか、どのような特色があるのか、保護者にお知らせする必要があります。

また、本市では、就学前の子どもについては、保育所でも幼稚園でも同じ保育サービス（教育的内容も含む。）を提供することが大切であると考えています。

国においても保育所で行っている教育的内容については、幼稚園教育要領に準じていることが望ましいとされています。保護者に安心してお子さんを預けられる園を選んでいただくため、市民の目線を重視し、第三者評価委員に保護者に代わって各園の特色や特徴を見つけてもらいます。

## 2 第三者評価とは

### (1) 定義

第三者評価とは、保育園及び幼稚園において実施される保育サービスの内容について、当事者（事業者及び利用者）以外の第三者機関が評価することをいいます。

### (2) 目的

第三者評価の目的は、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの向上に結びつけること及び利用者の適切なサービス選択に役

立つ情報を提供することであり、各事業者をランクづけするために行うものではありません。

### 3 第三者評価基準について

#### (1) 基本的な考え方

第三者評価は、事業者の提供する保育サービスの質の向上を目的としているため、児童福祉施設最低基準や幼稚園設置基準と同レベルの水準ではなく、よりよいサービス水準へ誘導するための基準としています。

#### (2) 評価基準の内容

第三者評価基準については、厚生労働省（平成14年4月22日局長通知）の基準を参考とし、高浜市にふさわしい基準の見直しを保育サービス評価委員会において検討しました。

#### (3) 評価基準の構成

##### ① 評価対象

まず、保育サービスを機能別に、4つの「評価対象」に区分しました。

##### ② 評価分類

4つの「評価対象」を、さらに13の「評価分類」に区分しました。評価分類は、評価対象に該当する機能の基本的な枠組みを示す項目としました。

##### ③ 評価項目

13の評価分類を、さらに54の「評価項目」に区分しました。

##### ④ 段階評価

各「評価項目」は、SからCの4段階評価に区分しました。なお、一部、AとCの2段階評価を用いている項目もあります。

I.	子どもの発達援助	1	発達援助の基本 (5)	括弧内は、評価項目数
		2	健康管理・食事 (6)	
		3	保育環境 (2)	
		4	保育内容 (13)	
II.	子育て支援	1	入園児の保護者の育児支援・保育援助 (5)	
		2	多様な保育ニーズへの対応 (3)	
III.	地域の住民や関係機関・団体等との連携	1	地域の住民や関係機関・団体との連携 (7)	
		2	実習・ボランティア (2)	
IV.	運営管理	1	基本方針 (2)	
		2	組織運営 (3)	
		3	守秘義務の遵守 (1)	
		4	情報提供・保護者の意見の反映 (2)	
		5	安全・衛生管理 (3)	

## 4 第三者評価の方法等

### (1) 第三者評価の方法

保育サービス評価委員6人が3人1組となり、園長や保育者の協力のもと、園内を巡回しながら、園のサービス内容を調査します。その後、6人の合議により、最終的な評価結果を確定します。

### (2) 評価結果の表示方法

評価結果については、平成13年度は、「A、B、C」の3段階評価で表示しましたが、平成14年度は、「A、B、C、D、E」の5段階評価で表示しました。

なお、この評価基準は、保育所と幼稚園共通の評価基準としているため、一部の評価項目について、保育所には該当するが幼稚園には該当しない、また、幼稚園には該当するが保育所には該当しない項目も含まれます。これらについて、「E」と表示することは、「D」より劣っているとの印象を与えかねないため、平成15～20年度は、「A、B、C、D」の4段階評価とし、評価基準が該当しない項目は、「-」として表示することとしました。さらに、平成21年度には、従来、A「非常によい」、B「よい」、C「ふつう」、D「よくない」としていた評価の設定を改め、保育の状況や到達度が分かりやすいよう、それぞれの項目に応じた判断基準を設け、各項目に表記することとしました。

また、平成22年度には事業仕分けで市民判定人から寄せられたご意見をもとに、表記の見直しを行いました。それまでは、基準を達成している場合の評価を「B」とし、よりすぐれた特徴的な取り組みに対し「A」としてきましたが、事業仕分けにおいて「B」という表示がAに劣る不十分なものという印象を与えるという指摘を受け、特にすぐれた状況を示す評価を「S」とし、基準を満たすものを「A」とするよう、結果だけを目にすることにも分かりやすい表記に改めました。

平成22年度からは、「S、A、B、C」の4段階評価とし、評価基準が該当しない項目は、「-」として表示することとしました。

平成13年度	平成14年度	平成15～20年度	平成21年度	平成22年度～
A	A（非常によい）	A（非常によい）	A	S
	B（よい）	B（よい）	B	A
B	C（ふつう）	C（ふつう）	C	B
C	D（よくない）	D（よくない）	D	C
対象外	E（対象外）	-（対象外）	-（対象外）	-（対象外）

### (3) 認定こども園の評価について

保育所機能と幼稚園機能をともに有する認定こども園については、設立母体や主たる機能により、どちらか一方の機能を評価することとします。翼幼保園については、社会福祉法人が運営する保育所型の認定こども園であるため、保育所として評価します。

### 5 第三者評価の結果の公表

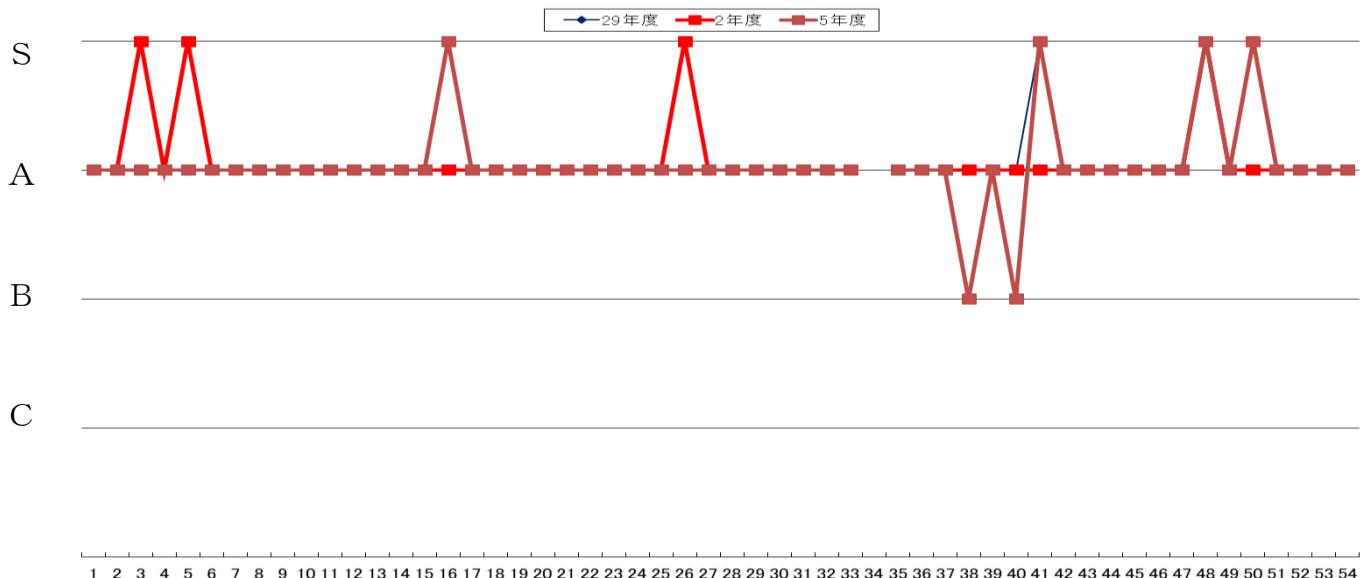
保育サービスの第三者評価は毎年実施し、その結果を1年に1度公表します。

### 6 第三者評価の結果の見方

第三者評価基準54項目のそれぞれの評価結果が一目で分かるようにグラフを用いるとともに、過去の評価結果を併記することにより、保育の質の向上（改善）等のプロセスが分かるようにしています。また、グラフ下にある数字は、評価基準54項目のうち、該当項目を示しています。

さらに、末尾には、総合所見欄を設け、各園の「特徴」、「特色」を文章にて記述しています。

調査日：令和5年11月30日（木）



子どもの発達援助（1～26）

子育て支援（27～34）

地域の住民や関係機関・団体等との連携（35～43）

運営管理（44～54）

年 度	対象外項目番号
平成29年度	3 4
令和2年度	3 4
令和5年度	3 4

## &lt;総合所見&gt;

**園の概要**

高浜市の中央に位置しており、通園は市内全域からある。スーパー・マーケットや商店等が近くにある一方、稗田川沿いには散歩コースがあり、自然にも恵まれている。

定員は、0歳児9人、1歳児16人、2歳児18人、3歳児43人、4歳児52人、5歳児52人である。令和6年3月1日現在の在籍は、0歳児6人、1歳児15人、2歳児17人、3歳児28人、4歳児43人、5歳児38人である。

**保育の特色**

高浜市の中央に位置し、スーパー・マーケットや商店などがあり交通量も多い環境である。ただし、周辺には稗田川沿いに散歩コース、公園もあり四季を感じる自然もある。

園舎は3階建てで1、2階が通常の保育室、3階は園児全員が入れる広さを擁している。

保育室は築年数を経ているが、修理され隅々まで掃除が行き届いている。駐車場から園への導線も整備されてスムーズな登降園ができるよう工夫されている。また、浸水や津波を想定した避難訓練も実施されている。

子どもたち一人ひとりに丁寧に保育している様子が見て取れる。乳児クラスでは、0、1、2歳児それぞれ担当制で保育をして愛着、信頼関係をつくっている。

部屋の前のプランターや畑で植物・野菜をつくり、それぞれの部屋には、年齢、発達に合った玩具、絵本の見える収納の工夫など保育教材が整備されている。ほかに見られない玩具を取り入れられていたり、積木遊びを完成するまで大切に扱ったり、子どもたちのあそびの幅を広げる保育者の姿勢がある。

園全体の雰囲気がゆったりとして、子どもたちが安心して生活できる保育がなされている。

1 発達援助の基本

(1) 全体的な計画が、保育（教育）の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  全体的な計画が、保育（教育）の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。

B :  全体的な計画は、保育（教育）の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮されていない。

C :  全体的な計画が、保育（教育）の基本方針に基づいていない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(2) 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。

B :  定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に反映されていない。

C :  定期的に指導計画の評価を行っていない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(3) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。

- S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。
- A :  一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。
- B :  子どもの発達状況に配慮しているが、一人一人に配慮した指導計画となっていない。
- C :  子どもの発達状況に配慮した指導計画となっていない。
- － :  対象外

備考	評 価	
	29年度	S
	2年度	S
	5年度	A

(4) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する職員に周知されている。

- S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。
- A :  一人一人の子どもの記録があり、それぞれの子どもに関係する職員に周知されている。
- B :  一人一人の子どもの記録はあるが、それぞれの子どもに関係する職員に周知されていない。
- C :  一人一人の子どもの記録がない。
- － :  対象外

備考	評 価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(5) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うための場としてケース会議や現職研修等を定期的かつ必要に応じて開催している。

- S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。  
 A :  ケース会議や現職研修等を定期的かつ必要に応じて開催している。  
 B :  ケース会議や現職研修等を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。  
 C :  ケース会議や現職研修等を開催していない。  
 一 :  対象外

備考	評 価	
	29年度	A
2 年度	S	
5 年度	A	

## 2 健康管理・食事

(6) 登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。

- S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。  
 A :  健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。  
 B :  健康管理は、マニュアルなどはないが、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。  
 C :  健康管理は、子ども一人一人の健康状態に応じて実施していない。  
 一 :  対象外

備考	評 価	
	29年度	A
2 年度	A	
5 年度	A	

(7) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  健診結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。

B :  健診結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。

C :  健診結果について、保護者や職員に伝達していない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(8) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、予防の対策が講じられており、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。

S :  Aの基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  感染症への対応については、マニュアルなどがあり、予防の対策が講じられており、発生の状況に応じて保護者に連絡している。

B :  感染症への対応については、マニュアルなどはないが、予防の対策が講じられており、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。

C :  感染症への対応については、予防の対策が講じられておらず、発生の状況を保護者に連絡していない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(9) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。

S :  —

A :  家庭からの情報を書面（専門医の診断書等）で確認し、必要に応じて専門医からの指示を受けながら、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。

B :  —

C :  アレルギー疾患をもつ子どもに対する特別な取り組みを行っていない。

— :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(10) 日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じて、子どもの喫食状況を保護者に知らせている。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じ、子どもの喫食状況を知らせている。

B :  日々の献立を保護者に示しているが、喫食状況は知らせていない。

C :  日々の献立を保護者に示していない。

— :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(11) 食事を楽しむことができる工夫をしている。

- ア 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。
- イ 食器の材質や形などに配慮している。
- ウ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- エ 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと過度に叱ったりしていない。
- オ 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
- カ 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。
- キ おやつは、手作りを心がけている。
- ク 旬のものや季節感のある食材やメニューを取り入れている。
- ケ 嗜好や喫食状況に基づき、好き嫌いをなくす工夫をするとともに、食事内容を改善している。
- コ 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。
- サ 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。
- シ 調理作業をしている場面を子どもたちが見たり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。

S :  A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A : ■ 食事を楽しむことができる工夫をしている。

B :  どちらかといえば工夫をしている。

C :  工夫をしていない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
2年度	A	
5年度	A	

## 3 保育環境

(12) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

- ア 採光に配慮している。
- イ 換気に配慮している。
- ウ 各部屋に温湿度計などがあり、温度・湿度に配慮している。
- エ 手洗い場、トイレは、不快な臭いがないようにしている。
- オ 寝具の消毒や乾燥、保管を適切に行っている。
- カ 生活用品の衛生面に配慮している。
- キ 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。

S :  A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適當である。

A :  よく整備されている。

B :  どちらかといえば整備されている。

C :  整備されていない。

－ :  対象外

備考	評 価	
	29年度	A
	2 年度	A
	5 年度	A

(13) 生活の場に相応しい環境とする取組みを行っている。

- ア 子どもが不安になったときなどに、いつでも応じられるように、保育者が身近にいる。
- イ 一人一人の子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
- ウ 眠くなったときに安心して眠ることができる空間が確保されている。
- エ 食事にふさわしい空間が工夫されている。
- オ 季節に合わせてインテリアが工夫されている。
- カ 配色に配慮した保育室となっている。
- キ 音楽や保育者の声など、音に配慮している。
- ク 屋外での活動の場が確保されている。

S :  A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  よい取り組みが行われている。

B :  どちらかといえば取り組みが行われている。

C :  取り組みが行われていない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
2年度	A	
5年度	A	

## 4 保育内容

(14) 子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。

- ア 子どもにわかりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。
- イ 「早くしなさい」とせかす言葉や「だめ」、「いけません」などの制止する言葉を必要に用いないようにしている。
- ウ 子どもの質問に対して、「待ってて」、「あとで」などと言わずに、なるべくその場で対応している。
- エ 「できない」、「やって」などと言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。
- オ 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- カ 登園時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。

S :  A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  子どもをよく受容しようと努めている。

B :  どちらかといえば子どもを受容しようと努めている。

C :  子どもを受容しようと努めていない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
2年度	A	
5年度	A	

(15) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子どもの状況に応じて対応している。

- ア トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人一人のリズムに合わせるようにしている。
- イ おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
- ウ 衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。
- エ 子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫がみられる。
- オ 休息時には、子守歌を歌ったり、背中を軽くたたくなど、安心して心地よい眠りにかけるように配慮している。
- カ 休息時間以外でも、一人一人の状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませたりしている。
- キ 休息時間に、眠くない子どもへの配慮をしている。

S :  A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  一人一人の子どもの状況に応じてよく対応している。

B :  どちらかといえば対応している。

C :  対応していない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(16) 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。

- ア 子どもの発達段階に即した玩具や遊具が用意されている。
- イ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。
- ウ 好きな遊びができるコーナーが用意されている。
- エ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。
- オ 日常生活の中で数量や図形・簡単な標識や文字等に関心がもてる環境が構成されている。

S : ■ A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A : □ 環境がよく整備されている。

B : □ どちらかといえば整備されている。

C : □ 整備されていない。

－ : □ 対象外

備考	評価	
	29年度	S
2年度	A	
5年度	S	

(17) 身近な自然や社会と関わるような取り組みがされている。

- ア 子どもが身近に動植物に接する機会や生活体験を豊かにする機会をつくっている。
- イ 園庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を活用している。
- ウ 散歩(園外保育)などで地域の人たちに接する機会をつくっている。
- エ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。

S :  A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  よく取り組みがなされている。

B :  どちらかといえば取り組みがなされている。

C :  取り組みがなされていない。

ー :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
2年度	A	
5年度	A	

(18) さまざまな表現活動が体験できるように配慮されている。

- ア 子どもが自由に歌ったり、踊ったりする場面が見られる。
- イ さまざまな楽器を楽しめるようになっている。
- ウ クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材を子どもたちが自分で使えるように用意されている。
- エ 子どもの作品が保育に活かされたり、工夫して飾られたりするなど、大切に扱われている。
- オ 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。
- カ 絵本の読み聞かせや紙芝居などを積極的に取り入れている。

S :  A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  よく配慮されている。

B :  どちらかといえば配慮されている。

C :  配慮されていない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(19) 遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。

- ア 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。
- イ けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決できるように援助している。
- ウ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。
- エ 当番活動などが日常生活の中で行われている。
- オ 異年齢の子どもの交流が行われている。

S : □ A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適當である。

A : ■ よく配慮されている。

B : □ どちらかといえば配慮されている。

C : □ 配慮されていない。

－ : □ 対象外

備考	評価	
	29年度	A
2年度	A	
5年度	A	

(20) 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくりだせる環境が整備されている。

- ア 子どもを肯定的に受け止め、自分らしさを素直に表現できるように配慮している。
- イ 安全を確保し、適当な休息をとり、汗をかいたら着替えるなど、自分の体を大切にする援助をしている。
- ウ 子どもの動線に配慮した室内や園庭になっている。
- エ あいさつや食前の手洗いなど、基本的な生活習慣を身につけるような援助がなされている。

S :  A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適當である。

A :  よく配慮されている。

B :  どちらかといえば配慮されている。

C :  配慮されていない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
2年度	A	
5年度	A	

(21) 言葉を使って表現する意欲や態度を育てるように配慮している。

- ア 心を動かし言葉で伝えたくなる体験（感動体験）が味わえるようにしている。
- イ 絵本や物語などに親しみ、想像する楽しさを味わえている。
- ウ 日常生活の中で親しみをもってあいさつを交わす雰囲気がある。

S :  A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  よく配慮されている。

B :  どちらかといえば配慮されている。

C :  配慮されていない。

－ :  対象外

備考	評 価	
	29年度	A
	2 年度	A
	5 年度	A

(22) 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるように配慮している。

- ア 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。
- イ 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。
- ウ 一人一人の子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てるよう努めている。
- エ 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。
- オ 子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加している。

S :  A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  よく配慮されている。

B :  どちらかといえば配慮されている。

C :  配慮されていない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
2年度	A	
5年度	A	

(23) 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。

- ア 「男の子だからメソメソするな」などと、子どもの態度について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- イ 「それは女の子の色」などと、子どもの服装について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- ウ 「それは女の子の遊び」などと、子どもの遊び方について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- エ 「男の子だから家事をすることはない」などと、育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- オ 「それは男（女）の子の仕事」などと、職業について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。

S :  B 以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  よく配慮されている。

B :  どちらかといえば配慮されている。

C :  配慮されていない。

－ :  対象外

備考	評 価	
	29年度	A
2年度	A	
5年度	A	

(24) 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

- ア 授乳は、子どもが欲しがるときに、抱いて目を合わせたり、微笑みかけたりしながら、ゆったりと飲ませている。
- イ 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人一人の子どもの状況に配慮して行っている。
- ウ おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。
- エ 一人一人の生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されている。
- オ 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。
- カ 哺語には、ゆったりとやさしく応えている。
- キ 顔を見合ってあやしたり、乳児とのやりとりや触合い遊びを行っている。
- ク たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。
- ケ 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせている。
- コ 特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。

S :  A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  よく配慮されている。

B :  どちらかといえば配慮されている。

C :  配慮されていない。

－ :  対象外

備考	評 価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(25) それぞれの子どもの在園時間を配慮した環境が整備され、保育の内容に配慮がみられる。

.....**保育所のみ**

- ア 1日の生活を見通して、その連續性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的な雰囲気が感じられる。
- ウ 好きなことをして、くつろげる空間や遊具がある。
- エ 午後7時まで長時間保育を受ける子どもにおやつなどが提供されている。
- オ 一人一人の子どもの要求に応えて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。
- カ 異年齢の子どもが一緒に過ごすことに配慮されている。
- キ 子どもの状況について、職員間の引継ぎを書面等により適切に行い、保護者との連携にも十分配慮している。

S :  A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適當である。

A :  よく配慮されている。

B :  どちらかといえば配慮されている。

C :  配慮されていない。

ー :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(26) 障がい児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

- ア 障がいのない子どもの障がい児への関わりに対して配慮している。
- イ 園舎はバリアフリーの配慮が見られる。
- ウ 障がい児の発達や状況に合わせた園での生活の仕方の計画が立てられている。
- エ 障がい児保育について、保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。
- オ 障がい児保育に携わる者は、障がい児保育に関する研修を受けている。
- カ 医療機関や専門機関に相談したり助言を必要に応じて受けられる。
- キ 保護者に、障がい児に関する適切な情報を伝えるための取組みを行っている。

S :  A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A : ■ よく配慮されている。

B :  どちらかといえば配慮されている。

C :  配慮されていない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	S
2年度	S	
5年度	A	

II 子育て支援

1 入園児の保護者の育児支援・保育援助

(27) 一人一人の保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。

S :  Aの基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。

B :  送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っている。

C :  一人一人の保護者と、子どもについての情報交換を行っていない。

ー :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(28) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。

S :  ー

A :  家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。

B :  ー

C :  家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されていない。

ー :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(29) 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

B :  懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者の保育参加など保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。

C :  懇談会などの話し合いの場を設けていない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(30) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  虐待などの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。

B :  虐待などの早期発見に努めているが、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっていない。

C :  虐待などの早期発見に努めていない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

- (31) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談センターなどの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。

S :  —

A :  虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談センターなどの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。

B :  —

C :  虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談センターなどの関係機関に照会、通告を行う体制が整っていない。

— :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

## 2 多様な保育ニーズへの対応

- (32) 在園児の保護者及び地域の子育て家庭の多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを保育や支援に反映している。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを保育や支援に反映させている。

B :  多様な子育てニーズを把握するための取り組みは行っているが、それを保育や支援に反映させていない。

C :  多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行っていない。

— :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(33) 育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。

- ア 電話やファックスなどによる子育て相談を行っている。
- イ 来園による子育て相談を行っている。
- ウ 育児情報の提供を行っている。
- エ 地域の子育て家庭の親子が定期的に集まる機会を設けている。
- オ 地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会を設けている。
- カ 地域の母子保健活動と連携した取り組みを行っている。

S :  A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A : ■ よい取り組みが行われている。

B :  どちらかといえば取り組みが行われている。

C :  取り組みが行われていない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(34) 一時保育は、一人一人の子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との連携を配慮しながら行っている。

- ア 一時保育のための保育室などの確保に配慮している。
- イ 一時保育のための担当者が決められている。
- ウ 一人一人の子どもの日々の状態を把握している。
- エ 保護者とのコミュニケーションを十分にとっている。
- オ 一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。

S :  A以上の判断基準を満たしており、それ以上の評価が適當である。

A :  一時保育の内容や方法によく配慮している。

B :  一時保育の内容や方法にどちらかといえば配慮している。

C :  一時保育の内容や方法に配慮していない。

— : ■ 対象外

備考	評価	
	29年度	—
	2年度	—
	5年度	—

### III 地域の住民や関係機関・団体等との連携

#### 1 地域の住民や関係機関・団体等との連携

(35) 保育所の役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを職員が共有している。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  地域の関係機関についての情報を収集し、それを職員が共有している。

B :  地域の関係機関についての情報を収集しているが、それを職員が共有していない。

C :  地域の関係機関についての情報を収集していない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(36) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。

S :  －

A :  子どもの健康状況について、医療機関に相談や連携ができる体制になっている。

B :  －

C :  医療機関などに相談や連携ができる体制になっていない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(37) 育児相談などに際して、児童相談センターなどの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。

S :  —

A :  育児相談などに際して、児童相談センターなどの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。

B :  —

C :  児童相談センターなどの専門機関に相談や連携ができる体制になつていない。

— :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(38) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。

B :  小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けているが、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がない。

C :  小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会がない。

— :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	B

(39) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを積極的に行っている。

B :  民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。

C :  民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っていない。連携の申し入れがあったが、受け入れをしなかった。

－ :  対象外

備考	評 価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(40) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮を積極的にしている。

B :  近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。

C :  近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしていない。

－ :  対象外

備考	評 価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	B

(41) 中高生などの保育体験の受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。

S : ■ Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A : □ 中高生などの保育体験の受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れ担当者が決められている。

B : □ 中高生などの保育体験の受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解されているが、受け入れ担当者が決められていない。

C : □ 中高生などの保育体験の受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解されていない。要請がありながら、中高生の受け入れをしなかつた。

－ : □ 対象外

備考	評 価	
	29年度	S
	2年度	A
	5年度	S

2 実習・ボランティア

(42) 実習生の受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  実習生の受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。

B :  実習生の受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解されているが、実習担当者が決められていない。

C :  実習生の受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解されていない。要請がありながら、実習生の受け入れをしなかつた。

一 :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(43) ボランティアの受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受入れの担当者も決められている。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  ボランティアの受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。

B :  ボランティアの受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解されているが、受け入れの担当者が決められていない。

C :  ボランティアの受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解されていない。ボランティアの申し出があったが、受け入れをしなかつた。

一 :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

## IV 運営管理

## 1 基本方針

(44) 保育所（幼稚園）の保育（教育）理念及び基本方針が明文化されている。

- S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。
- A :  保育（教育）理念及びその理念に基づいた保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。
- B :  保育（教育）理念及びその理念に基づいた保育サービス提供の基本方針のいずれかが明文化されている。
- C :  保育（教育）理念と保育サービス提供の基本方針のいずれも明文化されていない。
- － :  対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(45) 保育（教育）理念や基本方針を職員、保護者、関係者に周知するための取り組みを行っている。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  保育（教育）理念及び基本方針について、職員や保護者だけでなく、地域の住民や関係機関なども対象に含め、周知を図るための取り組みを行っている。

B :  保育（教育）理念及び基本方針について、職員や保護者に周知するための取り組みを行っているが、地域の住民、関係機関などには、その周知を図るための取り組みを行っていない。

C :  保育（教育）理念及び基本方針を職員、保護者、関係者いずれも周知するための取り組みを行っていない。

一 :  対象外

備考	評 価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

2 組織運営

(46) 保育の質の向上や改善のための取り組みを、職員参加により行っている。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に（年に複数回）意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っている。

B :  定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に（年に複数回）意見を聞くための場を設けているが、それを踏まえて、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っていない。

C :  定例の会議を含め、保育の質の向上や改善に関し、職員からの意見を聞いていない。

－ :  対象外

備考	評 価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(47) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。

B :  保育の内容について、定期的に自己評価を行っているが、職員参加が図られていない。

C :  保育の内容について、定期的に自己評価を行っていない。

－ :  対象外

備考	評 価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

(48) 職員の研修ニーズを分析し、職員に適切な研修機会を確保している。

S : ■ Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適當である。

A : □ 職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを分析し、適切な研修機会の確保を行っている。

B : □ 職員の研修機会は確保しているが、職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを把握していない。

C : □ 職員の研修機会を確保していない。

－ : □ 対象外

備考	評 価	
	29年度	S
2年度	S	
5年度	S	

### 3 守秘義務の遵守

(49) 守秘義務の遵守を周知している。

S : □ －

A : ■ 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、職員に周知している。

B : □ －

C : □ 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、職員に周知していない。

－ : □ 対象外

備考	評 価	
	29年度	A
2年度	A	
5年度	A	

4 情報提供・保護者の意見の反映

(50) 情報提供に当たって、わかりやすく伝える工夫や配慮を行っている。

- ア 園だより、クラスだより等を配布している。
- イ 園の掲示板等による保護者への情報提供について、わかりやすく伝える工夫がみられる。
- ウ パンフレットや要覧等を園児の保護者以外にも配布している。
- エ 園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人見てもらえるようにしている。
- オ ホームページや情報誌など誰もが容易に入手できる形態の広報媒体がある。
- カ 園の運営状況等についての情報を求めるに応じて公開できている。

S : ■ A以上の基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A : □ 情報提供をよく行っている。

B : □ 情報提供をどちらかといえば行っている。

C : □ 情報提供をほとんど行っていない。

－ : □ 対象外

備考	評価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	S

(51) 保育の実施に当たり、保護者から意見を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮している。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行うとともに、その意向に配慮している。

B :  日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行っているが、その意向に配慮していない。

C :  日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外には、保護者の意見を聞くための取り組みを行っていない。

一 :  対象外

備考	評 価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

## 5 安全・衛生管理

(52) 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

B :  災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っているが十分でない。

C :  災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っていない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	2年
令和2年度に項目の改定あり。 【平成31年度まで】 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A	A
S : <input type="checkbox"/> Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。 A : <input type="checkbox"/> 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。 B : <input type="checkbox"/> 事故や災害に適切に対応できるマニュアルはあるが、全職員に周知されていない。 C : <input type="checkbox"/> 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがない。 － : <input type="checkbox"/> 対象外	5年	A

(53) 事故防止のための具体的な取組みを行っている。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。

B :  事故防止のためのチェックリスト等はないが、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。

C :  事故防止に向けた具体的な取り組みを行っていない。

－ :  対象外

備考	評価	
	29年度	2年
	A	A
	5年	A

(54) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。

S :  Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A :  調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルがあり、適切に実施されている。

B :  調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルはないが、適切に実施されている。

C :  調理場、水回りなどの衛生管理が適切に実施されていない。

－ :  対象外

備考	評 価	
	29年度	A
	2年度	A
	5年度	A

## 保育所・幼稚園からのコメント

この欄は、各保育所・幼稚園の「特徴」、「特色」など、各保育所・幼稚園からのコメントを記載しています。

### 独自の取り組み（セールスポイント）

#### 【専門家による指導】

- ・乳児保育、幼児保育、障がい児保育を、大学教員、言語聴覚士などそれぞれ外部講師により指導を定期的に受ける。保育場面観察後、検討会を行い指導内容は、職員会等で共有する。

#### 【英 語】

- ・3歳以上児は週に1回、外部講師による英語の時間がある。絵本の読み聞かせ、歌、集団遊びなどを通し英語に親しんでいる。

#### 【運動】

- ・3歳以上児は、毎週運動の時間を設け、リズム運動、鬼遊び、ボール遊びなどを通じ意欲や考える力を養う。

#### 【入園前の保育体験】

- ・新しい環境に慣れるため、3月の最終週に親子で保育室に入り遊んでもらう。その時に園の生活を見てもらったり保護者の不安を聞いたりすることで、安心して入園できるようにしている。

#### 【食育活動】

- ・JA高浜支店の協力を得て、バケツで稻を育て米の収穫をした。稻の生長の観察やかかし作り、糲摺りなどの体験をし、収穫した米をおにぎりにして食べた。